

## 団体就業不能保障保険普通保険約款

アクサ生命保険株式会社



(この保険の趣旨)

この保険は、会社、事業所等の団体を対象とする団体保険で、被保険者が所定の就業不能状態となった場合に就業不能保険金を支払い、また被保険者が死亡した場合に死亡保険金を支払う仕組みの保険です。

## 第1編 総則

### 1. 総則

#### 第1条 (団体)

この保険の対象となる団体は、当会社の定める範囲内のものであることを要します。

#### 第2条 (被保険団体)

この普通保険約款で被保険団体とは、同一の保険契約に属する被保険者の集団をいいます。

#### 第3条 (保険契約者の資格)

この保険の保険契約者は、団体または被保険団体の代表者であることを要します。

#### 第4条 (加入資格)

この保険の被保険者となる者は、その加入の際に正常に就業している団体の所属員等で、かつ、当会社の定める範囲内の者であることを要します。

#### 第5条 (被保険者の数)

この保険契約の被保険者の数は、当会社の定める数以上であることを要します。

#### 第6条 (保険金額の決定方法)

- ① この保険契約の各被保険者の就業不能保険金月額は、当会社の定める範囲内で次の各号のいずれかの方法で定めることを要します。
  - (1) 被保険者全員について就業不能保険金月額を同額とする方法
  - (2) 年齢、報酬額、勤続年数、職種、職階その他一定の基準で被保険者を組別にし、各組ごとに就業不能保険金月額を同額とする方法
  - (3) その他当会社の定める方法
- ② この保険契約の各被保険者の死亡保険金額は、当会社の定めるところによります。

## 2. 協議内容の決定および変更

### 第7条（協議内容の決定および変更）

- ① 次の各号の事項については、保険契約締結の際、保険契約者と当会社とが協議のうえ定めます。
  - (1) 団体の範囲に関する事項
  - (2) 被保険者の加入に関する事項
  - (3) 被保険者の業務に関する事項
  - (4) 被保険者の選択に関する事項
  - (5) 被保険者の脱退に関する事項
  - (6) 保険金額の決定基準に関する事項
  - (7) 保険金の支払条件に関する事項
  - (8) 保険料に関する事項
  - (9) 保険契約者からの通知に関する事項
  - (10) その他必要な事項
- ② 前項の規定によって定められた事項については、保険契約締結後においても保険契約者と当会社が協議のうえ、当会社の定めた範囲内で変更することができるものとします。
- ③ 本条の規定によって定められた事項は、契約内容の一部となるものとします。

## 3. 責任開始期、契約日および保険証券の交付

### 第8条（責任開始期および契約日）

- ① 当会社は、この保険契約の締結の際に保険契約者と協議して定めた契約日からこの保険契約上の責任を負います。ただし、この保険契約の第1回保険料またはその概算額が当会社に払い込まれない間は、当会社は、この保険契約上の責任を負いません。
- ② 前項に基づく契約日を定めないでこの保険契約の申込を承諾した場合には、当会社は、この保険契約の第1回保険料またはその概算額が払い込まれた時からこの保険契約上の責任を負い、その責任開始の日を契約日とします。

### 第9条（保険証券の交付）

- ① 当会社は、保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。ただし、協議により、別段の定めがある場合はこの限りではありません。
  - (1) 当会社名
  - (2) 保険契約者の氏名または名称

- (3) 保険期間
  - (4) 保険金額
  - (5) 保険料およびその払込方法
  - (6) 契約日
  - (7) 保険証券を作成した年月日
- ② 前項の保険証券には、当社が記名押印します。ただし、当社の代表者により委任された者による記名押印に代えることがあります。
- ③ この保険契約が更新または復活されたときは、新たな保険証券を交付しません。

#### 4. 保険期間

##### 第10条（保険期間）

- ① この保険契約の保険期間は、第8条（責任開始期および契約日）に定める契約日または第42条（保険契約の更新）に定める更新日から起算して1年とします。
- ② 更新された保険契約について第16条（保険金の支払）または第25条（告知義務違反による解除）の規定を適用する場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

#### 5. 被保険者の中途加入

##### 第11条（被保険者の中途加入）

- ① 保険契約者は、当社の承諾を得て、加入資格を有する者を被保険者としてこの保険契約に中途加入させることができます。
- ② 第8条（責任開始期および契約日）の規定は、前項の規定によって中途加入した被保険者について準用します。

#### 6. 保険料の計算

##### 第12条（保険料の計算）

- ① この保険契約の保険料は、平均保険料率に保険金総額を乗じる方法により求めます。
- ② 平均保険料率は、契約日または更新日に、当社の定める保険料率に基づき被保険者ごとに計算して得られる保険料の合計額を、保険金総額で除す方法により求めます。
- ③ 平均保険料率は保険期間の中途では変更しません。ただし、保険期間の途中で就業不能保険金月額を増額または減額する場合、協定書記載の業務（以下「協定書記載業務」といいます。）を変更する場合その他被保険団体に著しい事情の変更があった場合で当社が必要と認めたときは、平均保険料率を変更することがあります。

### 第13条（平均保険料率によらない場合）

保険契約者から特に申出があった場合、または当社が適当と認めた場合には、前条にかかわらず、当社の定める保険料率に基づき被保険者ごとに計算して得られる保険料の合計額を、この保険契約の保険料とします。

### 第14条（特別保険料）

- ① 当社は、保険契約の締結、更新または復活の際に、被保険団体の保険事故発生率が特に高率であると認めた場合には、当社の定めるところによって特別保険料を徴収することがあります。
- ② 特別保険料を徴収する場合には、第12条（保険料の計算）または前条のいずれかに定める保険料に特別保険料を加えたものをもって、この保険契約の保険料とします。

## 第2編 保険金の支払および請求手続

### 7. 保険金の支払

#### 第15条（用語）

この普通保険約款において使用する次の用語は、それぞれ各号に定めるところによるものとします。

##### （1） 就業不能状態

「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院もしくは診療所への治療を目的とした入院または医師の指示による自宅療養をしており、かつ、協定書記載業務に全く従事できない状態をいいます。

##### （2） 所得額

「所得額」とは、協定書記載業務を遂行することにより得られる所得税法上の給与所得または事業所得の金額をいいます。ただし、給与所得については、給与所得の金額に給与所得控除額を加算した金額とします。

##### （3） 不支給期間

「不支給期間」とは、就業不能状態が開始した日から起算した所定の継続期間で、就業不能保険金の支払の対象とならない期間をいい、この保険契約締結の際に当社の定める範囲内で保険契約者と当社が協議により定めます。

##### （4） 就業不能継続期間

「就業不能継続期間」とは、不支給期間の終了日の翌日からその日を含めて就業不能状態が終了した日までの継続期間をいいます。就業不能継続期間の月数の

計算にあたっては、就業不能継続期間が1か月に満たない日数である場合または1か月に満たない日数が生じた場合には、1か月を30日として日割り計算します。

(5) 支払限度期間

「支払限度期間」とは、同一の被保険者について通算して就業不能保険金を支払う期間（以下「支払期間」といいます。）の限度期間をいい、この保険契約締結の際に当会社の定める範囲内で保険契約者と当社が協議により定めます。ただし、支払期間の通算にあたっては、支払期間が1か月に満たない日数である場合および1か月に満たない日数が生じた場合は、それらを合算して、30日を1か月として取り扱います。

第16条（保険金の支払）

① この保険契約の就業不能保険金および死亡保険金は、次のとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人	免責事由 (就業不能保険金または死亡保険金を支払わない場合)
(1) 就業不能保険金	被保険者が、その被保険者についての責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に、不支給期間をこえて継続した就業不能状態に該当したとき	継続している就業不能状態につき、「その被保険者について定められた就業不能保険金月額」×「就業不能継続期間（月数）」	就業不能保険金受取人	被保険者が、次のいずれかにより就業不能状態に該当したとき (ア) 保険契約者またはその被保険者の故意または重大な過失 (イ) その被保険者の犯罪行為 (ロ) その被保険者の精神障害 (ハ) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ニ) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ヒ) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはそれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ヘ) その被保険者の薬物依存 (ホ) その被保険者の妊娠、出産 (ケ) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。） (コ) 地震、噴火または津波 (ク) 戦争その他の変乱
(2) 死亡保険金	被保険者が、保険期間中に死亡したとき	その被保険者について定められた死亡保険金額	死亡保険金受取人	被保険者が、次のいずれかにより死亡したとき (ア) その被保険者についての責任開始の日から起算して1年以内のその被保険者の自殺 (イ) 保険契約者の故意 (ロ) 死亡保険金受取人の故意 (ハ) 戦争その他の変乱



② 就業不能保険金の支払については、前項の規定のほか、次の各号に定めるところによります。

- (1) 就業不能保険金の支払金額の計算にあたり、就業不能状態が開始した日の属する年の前年における被保険者の所得額の平均月額（以下「平均月間所得額」といいます。）が就業不能保険金月額よりも小さい場合は、就業不能保険金月額は平均月間所得額とします。この場合、就業不能保険金月額は就業不能状態の開始した日に、平均月間所得額まで減額されたものとし、第33条（就業不能保険金月額の減額）の規定を準用します。
- (2) 被保険者が就業不能状態に該当している間に、その被保険者について定められた就業不能保険金月額の減額があった場合の就業不能保険金の支払金額は、当社が別に定めた被保険団体の区分に応じ次のとおり取り扱います。
  - (ア) 全員加入団体の場合は、その被保険者の就業不能状態が開始した日の就業不能保険金月額により計算します。
  - (イ) 任意加入団体の場合は、減額日以後は減額後の就業不能保険金月額に応じて計算します。
- (3) 就業不能保険金が支払われた就業不能状態が終了した日の翌日から180日以内のこの保険契約の保険期間中に、被保険者が就業不能状態に該当し、かつ、それぞれの就業不能状態の直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、継続した就業不能状態とみなして本条の規定を適用します。
- (4) 当社は、被保険者が就業不能状態を開始した時または就業不能状態に該当している間に次のいずれかの事由に該当した場合には、その就業不能状態の開始の直接の原因となった傷害または疾病により、継続して就業不能状態に該当したものとみなして取り扱います。ただし、異なる傷害または疾病による就業不能状態が、就業不能保険金の免責事由によって生じたときを除きます。
  - (ア) その就業不能状態の開始の直接の原因となった傷害と異なる傷害を生じていたときもしくは生じたときまたは疾病を併発していたときもしくは併発したとき
  - (イ) その就業不能状態の開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したときまたは傷害が生じていたときもしくは生じたとき
- (5) 被保険者が就業不能状態に該当している間に次の事由が発生した場合には、それらの事由の発生時から継続しているその被保険者の就業不能状態は、この保険契約の有効中の就業不能状態とみなして取り扱います。
  - (ア) この保険契約の保険期間が満了し、保険契約が更新されないとき
  - (イ) この保険契約が解約されたとき

(ウ) その被保険者が第31条（被保険者の脱退）第2項の規定によりこの保険契約から脱退したとき

- (6) 被保険者が、この保険契約の更新後に、その被保険者についての責任開始期前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として就業不能状態に該当した場合でも、その被保険者についての責任開始の日から起算して2年を経過した後に就業不能状態を開始したときは、その就業不能状態はその被保険者についての責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
  - (7) 就業不能保険金の支払期間が支払限度期間に達した場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、支払限度期間に達した時に消滅したものとみなして取り扱います。
  - (8) 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により就業不能保険金の支払事由に該当した場合でも、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当会社が認めたときは、当会社は、その程度に応じ、就業不能保険金の全額を支払い、またはその一部を削減して支払います。
- ③ 死亡保険金の支払については、第1項の規定のほか、次の各号に定めるところによります。
- (1) 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
  - (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、当会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
  - (3) 被保険者が戦争その他の変乱により死亡保険金の支払事由に該当した場合でも、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当会社が認めたときは、当会社は、その程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、またはその一部を削減して支払います。

## 8. 請求手続ならびに支払の時期および場所

### 第17条（請求手続）

- ① 就業不能保険金または死亡保険金（以下「保険金」といいます。）の支払事由が生じたときは、保険契約者、被保険者または保険金の受取人はすみやかに当会社に通知してください。
- ② 保険金の受取人は、保険契約者を經由して当会社に次の書類を提出して、保険金を請求してください。

項 目	必 要 書 類
(1) 就業不能保険金	(ア) 就業不能保険金支払請求書 (イ) 当会社所定の様式による医師の診断書 (ロ) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (ハ) 被保険者の住民票 (ニ) 就業不能保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (ホ) 就業不能状態になった事実を証する書類 (ヘ) 被保険者の所得を証する書類
(2) 死亡保険金	(ア) 死亡保険金支払請求書 (イ) 当会社所定の様式による医師の死亡証明書 (ロ) 被保険者の住民票 (ハ) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書

- ③ 当会社は、前項の書類以外の書類の提出を求め、または前項の書類の一部の省略を認めることがあります。

#### 第18条（保険金の支払の時期および場所）

- ① 保険金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に当会社の本社で支払います。
- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
所定の就業不能状態または被保険者の死亡に該当する事実の有無
  - (2) 第16条（保険金の支払）の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金の支払事由が生じた原因
  - (3) 第25条（告知義務違反による解除）に該当する可能性がある場合  
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) 第26条（重大事由による解除）、第29条（詐欺による取消し）または第30条（不法取得目的による無効）に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第26条第1項第5号（ア）から（オ）までに該当する

事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結  
もしくは被保険者の中途加入の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約  
の締結時から保険金請求時までにおける事実

③ 前項の確認を行うため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

(1) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会 180日

(2) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

(3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

④ 前2項に掲げる必要な事項の確認を行う場合、当社は、保険金の受取人または保険金請求者に通知をします。

⑤ 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

⑥ 前5項の規定にかかわらず、保険契約者が他の生命保険会社（以下「他社」といいます。）と団体就業不能保障保険契約を締結している場合には、他社の保険金の支払の時期および場所に関する規定により保険金の支払を行うことを、あらかじめ保険契約者と当会社との協議で定めることができます。

### 第3編 この保険契約の取扱

#### 9. 保険料の払込、猶予期間および保険契約の失効

##### 第19条（保険料の払込）

- ① この保険契約の第2回以後の保険料は、その払込方法に従って、所定の払込期日までに当社の本社または当社の指定した場所に払い込むことを要します。
- ② 保険契約者は、保険料の払込方法が月払の場合には、当社の定めるところによってこの保険契約の保険料を一括払することができます。
- ③ この保険契約の全部または一部が消滅した場合に、前項により一括払された保険料の残額があれば、これを保険契約者に払い戻します。

##### 第20条（猶予期間および保険契約の失効）

- ① この保険契約の第2回以後の保険料の払込については、払込期日の属する月の翌月末日までを猶予期間とします。
- ② 前項の猶予期間中にこの保険契約の保険料が払い込まれなかった場合には、この保険契約は、その保険料の払込期日にさかのぼって効力を失います。

##### 第21条（猶予期間中の保険事故）

前条に定める猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、当社は、払込期日が到来しているこの保険契約の保険料が猶予期間中に払い込まれたときに限り、保険金を支払います。

#### 10. 保険契約の復活

##### 第22条（保険契約の復活）

- ① 第20条（猶予期間および保険契約の失効）第2項の規定によってこの保険契約が効力を失った場合には、猶予期間満了の日の翌日から1か月以内であれば、保険契約者は、この保険契約の復活を請求することができます。
- ② 当社がこの保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、延滞している保険料を当社の指定した期日までに払い込むことを要します。
- ③ 前2項の規定によって保険契約が復活された場合には、第4条（加入資格）の規定を準用します。また、第16条（保険金の支払）または第25条（告知義務違反による解除）第8項第2号の規定の適用にあたっては、第8条（責任開始期および契約日）の規定を準用します。

## 1 1. 保険契約の解約、解除等

### 第 2 3 条 (解約)

保険契約者は、いつでも将来に向けてこの保険契約を解約することができます。

### 第 2 4 条 (告知義務)

- ① 保険契約者は、保険契約の締結もしくは復活または被保険者の中途加入の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当社が所定の書面で告知を求めた事項について、当社にその書面で告知することを要します。
- ② 当社は、保険契約の締結もしくは復活または被保険者の中途加入の際に必要なと認められた場合には、被保険者に対し支払事由の発生の可能性に関する重要な事項について、所定の書面で告知を求めまたは当社の指定した医師によって被保険者の診査を行うことがあります。この場合には、被保険者は、告知を求められた事項について、当社にその書面でまたはその医師に口頭で告知することを要します。

### 第 2 5 条 (告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向けてその告知を求めた事項の内容に応じてこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。
- ② 被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向けてこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。
- ③ 保険金の支払事由が生じた後においても、当社は、前 2 項の規定によってこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っているときには、当社は、その返還を請求できます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明した場合には、当社は、保険金を支払います。
- ⑤ 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
- ⑥ 次の各号の場合には、当社は、第 1 項または第 2 項の解除をすることはできません。

- (1) この保険契約の締結もしくは復活またはその被保険者の中途加入の際に、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
  - (2) 保険媒介者が、保険契約者またはその被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者またはその被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ⑦ 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者またはその被保険者が前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑧ 本条の解除権は、次の各号の場合には消滅します。
- (1) 当社が解除の原因を知った時から1か月以内に解除しなかったとき
  - (2) その被保険者についての責任開始の日から起算して1年以内に、就業不能状態に該当しなかったときまたは死亡保険金の支払事由が生じなかったとき

## 第26条（重大事由による解除）

- ① 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が保険契約者によって生じた場合にはこの保険契約を、それ以外の者によって生じた場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を将来に向けて解除することができます。
- (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) 保険契約者、被保険者または就業不能保険金受取人がこの保険契約の就業不能保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (3) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (4) 被保険者にかかる就業不能保険金月額（目的を同じくする他の保険契約が存在するときは、その就業不能保険金（給付の名称の如何を問いません。）の金額の合計額）が、その被保険者の所得額を超え、当社の保険契約者、被保険者または就業不能保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待し得ない前3号に定める事由と同等の事由がある場合
  - (5) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次の（ア）から（オ）のいずれかに該当する場合
    - （ア） 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含

みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ) 反社会的勢力により団体もしくは被保険団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(6) 前5号に掲げるもののほか、当社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

- ② 保険金の支払事由が生じた後においても、当社は、前項の規定によってこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には、その解除された部分に関し、前項各号に定める事由が生じた時以後に発生した保険金の支払事由については、保険金（前項第5号のみに該当した場合で、同項同号に該当した者が死亡保険金受取人のみであり、かつ、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。また、すでに保険金を支払っているときには、当社は、その返還を請求できます。
- ③ 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。

## 第27条（その他の解除）

- ① 当社は、被保険者の数が、第5条（被保険者の数）で定める数未満で次回更新時までに回復の見込がない場合として、契約申込書等の保険契約者との合意内容に係る書面により定めたものに該当した場合には、将来に向けてこの保険契約を解除することができます。
- ② 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
- ③ 本条の解除権は、当社が解除の原因を知った時から1か月以内に解除しなかった場合には消滅します。



## 第28条（返戻金）

この保険契約の全部または一部が消滅した場合には、払い戻すべき金額はありません。ただし、次の各号のいずれかによりこの保険契約の全部または一部が消滅した場合に限り、この保険契約またはこの保険契約のその部分に対する保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に払い戻します。

- （1） この保険契約が解約された場合
- （2） 第16条（保険金の支払）の規定によって死亡保険金が支払われない場合
- （3） この保険契約の全部または一部を当会社が解除した場合

## 第29条（詐欺による取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺によりこの保険契約を締結、更新もしくは復活したときまたは被保険者を中途加入させたときは、当会社は、保険契約者の詐欺による場合にはこの保険契約を、被保険者の詐欺による場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 第30条（不法取得目的による無効）

この保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の中途加入の際に、保険契約者に保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合にはこの保険契約を、被保険者に保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 12. 被保険者の脱退

### 第31条（被保険者の脱退）

- ① 保険契約者は、任意にこの保険契約から一部の被保険者を脱退させることはできません。ただし、当会社が認めた場合には、この限りではありません。
- ② 被保険者がその資格を欠くにいたった場合には、その日にこの保険契約から脱退するものとします。この場合には、保険契約者は、直ちに当会社に通知することを要します。
- ③ 前2項の規定によって被保険者が脱退した場合には、当会社は、第16条（保険金の支払）第2項第5号の規定のほか、その被保険者に対する部分について、脱退日以後、この保険契約上の責任を負いません。

### 1 3. 就業不能保険金月額を増額または減額

#### 第32条（就業不能保険金月額を増額）

- ① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、当会社の定める範囲内で、この保険契約の全部または一部の被保険者について、就業不能保険金月額を増額することができます。
- ② 第4条（加入資格）、第8条（責任開始期および契約日）、第16条（保険金の支払）、第24条（告知義務）、第25条（告知義務違反による解除）、第29条（詐欺による取消し）、第30条（不法取得目的による無効）および第39条（年齢または性別の誤りの処理）の規定は、本条による就業不能保険金月額を増額の場合にその増額部分について準用します。

#### 第33条（就業不能保険金月額の減額）

- ① 保険契約者は、当会社の定める範囲内で、この保険契約の全部または一部の被保険者について就業不能保険金月額を減額することができます。
- ② 前項の規定によって減額された部分は解約されたものとみなします。この場合、第28条（返戻金）ただし書の規定にかかわらず、その部分に対する保険料の未経過分は払い戻しません。

### 1 4. 保険契約者および保険金の受取人の変更

#### 第34条（保険契約者の変更）

- ① 保険契約者は、第3条（保険契約者の資格）に定める要件を欠くにいたった場合には、被保険者および当会社の同意を得て、この保険契約上の権利義務を包括して同条に定める要件を満たす者に承継させることを要します。
- ② 保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、この保険契約上の権利義務を包括して第3条（保険契約者の資格）に定める要件を満たす者に承継させることができます。

#### 第35条（保険金の受取人およびその変更）

- ① 就業不能保険金受取人については、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者または被保険者のいずれかとし、これ以外の者に変更することはできません。
- ② 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、当会社の定めるところにより当会社に対する書面によって通知してください。
- ③ 当会社が保険契約者から前項の通知を受け取る前に変更前の死亡保険金受取人に死亡

保険金を支払った場合には、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

- ④ 遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

### 第36条（保険金の受取人の死亡）

- ① 就業不能保険金受取人が被保険者の場合で、就業不能保険金の請求がないままその被保険者が死亡したときは、就業不能保険金の請求については、被保険者の法定相続人のうち1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
- ② 死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡して変更されていないときは、被保険者の配偶者、子（子が死亡している場合には、その直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位に従って死亡保険金受取人とします。この場合、同順位の者が2人以上あるときは、死亡保険金はその人数によって等分するものとします。

## 15. 受取人の代表者

### 第37条（受取人の代表者）

- ① 同一の被保険者についての死亡保険金受取人が2人以上ある場合には、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明の場合には、当社が前項の受取人の1人に対して行った行為は、他の受取人に対してもその効力を生じます。
- ③ 前項の規定は、前条第1項の場合について準用します。

## 16. 年齢の計算ならびに年齢または性別の誤りの処理

### 第38条（年齢の計算）

被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6か月を超えるものは切り上げて1年とし、6か月以下のものは切り捨てます。

### 第39条（年齢または性別の誤りの処理）

- ① 被保険者の年齢に誤りがあった場合には、次のとおり取り扱います。
  - (1) その被保険者の加入日およびその事実が発見された時の実際の年齢が当社の定める年齢の範囲外であったときは、当社は、この保険契約のその被保険者に対する部分を取り消すことができます。この場合、この保険契約の保険料を更正します。
  - (2) 前号以外のときは、当社の定める方法で処理します。

- ② 被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定める方法で処理します。

## 17. 必要事項の報告および通知

### 第40条（必要事項の報告および通知）

- ① 保険契約者は、当社が被保険者の就業状況その他この保険契約上必要な事項について照会した場合には、遅滞なく当社に報告することを要します。
- ② 保険契約の締結日後に協定書記載業務を変更する場合には、保険契約者はすみやかにその内容を当社に通知することを要します。

## 18. 契約者配当

### 第41条（契約者配当）

- ① 当社は、毎事業年度末において、当社の定めるところによって積み立てた契約者配当準備金の中から、この保険種類に属する部分を計算します。
- ② 当社は、前項の規定によって計算した契約者配当準備金の中から、この保険契約が保険期間満了の日に有効で、かつ、その日までのこの保険契約の保険料が払い込まれた場合に、当社の定める方法により計算した契約者配当金を、当社の定める方法で保険契約者に支払います。

## 19. 保険契約の更新

### 第42条（保険契約の更新）

- ① 保険期間の満了の際に保険契約者からこの保険契約を更新しない旨の通知がない場合には、この保険契約は、保険期間満了の日の翌日に更新され継続するものとし、この日を更新日とします。ただし、被保険者の年齢が当社の定めるところにより保険契約者と協議して定めた年齢を超える場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は更新しません。
- ② 前項の通知は、保険期間満了の日の2週間前までにしてください。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、当社は、被保険者の数が当社の定める数に満たない場合その他当社が合理的な理由があり必要と認めた場合には、保険契約の全部または一部の更新を認めないことがあります。
- ④ 保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、当社の定める範囲内で、更新後のこの保険契約の不支給期間および支払限度期間を変更することができます。
- ⑤ 更新後のこの保険契約の第1回保険料の払込期日は、更新日とします。

- ⑥ 更新後のこの保険契約の各被保険者の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑦ 保険契約が更新された場合の更新後のこの保険契約の第1回保険料について、次の各号の規定を準用します。
  - (1) 第19条 (保険料の払込)
  - (2) 第20条 (猶予期間および保険契約の失効)
  - (3) 第21条 (猶予期間中の保険事故)
  - (4) 第22条 (保険契約の復活)
- ⑧ 更新後の保険契約については、更新日において当社が新規に締結する保険契約に適用しているこの保険の普通保険約款および保険料率が適用されます。

## 20. その他

### 第43条 (時効)

保険金その他この保険契約に基づく諸支払金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときには消滅します。

### 第44条 (管轄裁判所)

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地または保険金受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する日本国内における地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

## 備考

### 1. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- (2) 上記（1）の場合と同等と当社が認めた日本国外にある医療施設

### 2. 入院

「入院」とは、医師（当社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、備考1の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

### 3. 治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

### 4. 自宅療養

「自宅療養」とは、身体の障害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。

### 5. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

### 6. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患などの関係をいいます。

付則（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に関する取扱（団体就業不能保障保険））

団体就業不能保障保険普通保険約款第39条（年齢または性別の誤りの処理）第1項第1号に規定する年齢の誤りの処理について、その誤った申込に対する承諾が民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行日前に行なわれていた場合には、同号の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- 「(1) その被保険者の加入日およびその事実が発見された時の実際の年齢が当会社の定める年齢の範囲外であったときは、この保険契約のその被保険者に対する部分は無効とし、この保険契約の保険料を更正します。」

